

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成29年5月19日（金）午後1時30分から午後4時00分まで
場 所 徳島地方裁判所大会議室（6階）

参加者等

司会者 田 村 眞（徳島地方裁判所長）
裁判官 坂 本 好 司（徳島地方裁判所刑事部総括判事）
検察官 小 林 靖 正（徳島地方検察庁検事）
弁護士 尾 上 一 喜（徳島弁護士会所属弁護士）
裁判員経験者1番 50代 女性 （以下「1番」と略記）
裁判員経験者2番 60代 男性 無職 （以下「2番」と略記）
裁判員経験者3番 70代 男性 無職 （以下「3番」と略記）
裁判員経験者4番 60代 女性 農業 （以下「4番」と略記）
裁判員経験者5番 40代 女性 団体職員（以下「5番」と略記）
裁判員経験者6番 30代 男性 会社員 （以下「6番」と略記）
（司法記者クラブ記者 6名）

議事内容

自己紹介及び意見交換会の趣旨説明

司会者

本日は、お忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。私は、司会を務めます徳島地方裁判所長の田村です。よろしく申し上げます。

本意見交換会は、裁判員経験者の皆様から率直な御意見を伺い、今後の裁判員裁判の運用改善に役立てていくというのが趣旨でございます。ぜひ皆様には率直な御意見を述べていただきたく思います。

それでは、まず、本日御参加の裁判官、検察官、弁護士の方々から、自己紹介をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

弁護士

徳島弁護士会刑事弁護委員会の副委員長を務めております尾上でございます。

このたびは、皆様の貴重な御意見を委員会に持ち帰りまして今後の弁護活動に活かしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

検察官

徳島地方検察庁検事の小林でございます。本日、このような会にお招きいただきましたので、皆様からの貴重な御意見をいただき今後の公判活動に活かしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

裁判官

徳島地方裁判所刑事部裁判官の坂本でございます。昨年4月から裁判長として裁判員裁判を担当させていただいております。本日、御参加いただいた裁判員、補充裁判員経験者の皆様とはそれぞれチームを組んで裁判員裁判を担当させていただきました。普段は裁判を通じて裁判員の皆様と接してはいますが、こういう形でお話を聞ける機会はなかなかありませんので、皆様のお話をうかがって今後の仕事の参考にさせていただきたいと思っております。

司会者

改めて自己紹介をさせていただきます。徳島地方裁判所所長の田村でございます。皆様方とは担当された裁判員裁判が終わった後、感謝状と記念バッジを贈呈する際にお会いしております。今回は、それ以来、お久しぶりにお目にかかるということでございます。現在、私は地方裁判所の所長をしておりまして、裁判所の事件を担当していませんが、裁判員裁判の始まった平成21年5月から所長になる平成27年1月までの間、刑事の裁判長として裁判員裁判にかかわっていました。全部で65人の事件を担当しております。そういう意味では裁判員裁判に対する深い思いがございます。本日は、皆様方との意見交換を楽しみにしております。

それでは、裁判員裁判を経験された皆様から、自己紹介を兼ねて、担当した事

件や全般的な感想について、お話ししていただきたいと思います。

1 番

担当した事件は放火事件でした。

全般的な感想といたしましては、まず、何で私が選ばれたんだろうというところから始まりました。選ばれた以上は参加してみようという思いで参加しました。全くの素人に何が分かるんだろうという思いだったんですけども、裁判官からその事件に関する事を本当に分かりやすく細かく説明していただき、また、分からないところはないかを一人ずつしっかりと確認していただいたので、自分なりに理解ができ、これなら参加できるなという印象を持った次第です。ただ、実際に法廷に入るとものすごく緊張してしまって、最初は舞い上がってしまいましたが、後で裁判官がしっかり私の意見を聞いてくれましたので、自分の考えを報告できたのかなと思います。

司会者

1 番の方が担当された事件は被告人が事実を争っていましたか。

1 番

事実を認めていました。

司会者

そうすると、自白の放火事件で、刑の重さを決めることがもっぱら問題となった事件という理解でよろしいでしょうか。

1 番

はい。

司会者

それでは引き続き自己紹介をお願いします。

2 番

担当した事件は殺人未遂です。

初めての裁判員裁判で非常に緊張して、あっという間の7日間でした。判決が

終わり、自宅で床に就く前にあのときの真実はどうだったのか、あれで良かったのかと思い出ししばらく引きずりました。それでも良い人生経験になったと思います。

司会者

2番の方の担当事件では被告人は事実関係を争っていましたか。

2番

殺意について争っていました。

司会者

分かりました。ありがとうございます。それでは3番の方お願いします。

3番

担当した事件は2番の方と同じです。

私は長い人生経験を積んでいますので何があっても怖くないと思いながら裁判所に出かけました。司法の勉強はしていませんが、人が良いことをしたのか悪いことをしたのかという判断くらいはできるだろうとは思っていました。裁判員裁判に参加した7日間を通じて人を裁くのは大変なことだと感じました。また、裁判中は裁判所と自宅の往復のときや夜寝るときも裁判のことを考え、法廷の壇上に上がるとこれは大変な責任があるなど気持ちが引き締まりました。

私が担当した事件は家庭内でのトラブルが原因となったもので、被告人には前科がなく、被告人の父親もしっかりしており、被告人の子どもが証言の際に涙を流しているのを見て裁判とは法律以前に人間教育の場であるのではないかと感じました。

4番

私も担当した事件は2番の方と同じです。

裁判員の選任手続期日の呼出通知が届いたとき、私にはとてもできないと思ったのですが、家族から前向きに考え参加してみればと助言され裁判所に行きました。ただ、あまりにも裁判は普段の生活と違いました。裁判所に行くのは初めて

でしたし、ましてや法廷に入ることも初めてです。裁判には黒い服に白いブラウスを着て、心に気合いを入れて臨みました。裁判官が丁寧に分かりやすく説明してくれ、裁判員もリラックスして朗らかな雰囲気の中で、難しい事件内容をミリ単位の検証の議論を重ねていくことができ、私自身非常に勉強になったし、有意義な時間でした。裁判員裁判に参加している期間は緊張の連続で、今でもその裁判の光景を思い浮かべながら、その後被告人はどうなっているのかということにしながら生活をしています。

5 番

担当した事件は2番の方と同じです。

まず、自宅に選任手続期日の呼出通知が届いて本当に選ばれるのかというのが最初の印象でした。その後、実際に選ばれてすごくびっくりしました。そもそもこういうことにはズブの素人で、人を裁くことに意見するというのには不安や疑問がありました。それでも裁判官に助けをいただきながら、良い雰囲気の中で裁判において自分の役割を果たせたかなと思っています。

普段仕事をしているのですが、一つ気になった点があります。選任されました、来週から来てくださいねという流れだったので、この間の時間をもう少し空けていただければ働いている人や様々な年代の人が参加しやすいと思います。

全く知らない方と裁判員、補充裁判員とチームを組んで一つの結論を導き出すというのがすごく大変で、裁判官の苦労もあったと思うんですけれども充実した7日間を過ごさせていただいたと思います。

司会者

早速、貴重な御意見をありがとうございます。ちなみに、選任された日から第1回公判期日までどのくらい期間が空いていましたか。

5 番

金曜日に選任されて、翌週の月曜日から公判期日でしたので、土・日曜日の2日間しか空いていなかったです。できれば、平日2、3日を選任期日と公判期日

の間に入れていただくと仕事の都合や主婦の方も家庭内での役割分担の都合がついて参加しやすいと思います。

6 番

担当した事件は2番の方と同じです。

昨年末頃、候補者通知が届きましたが、自分が裁判所に行くことはないだろうと思っていました。それが、2月上旬に選任手続期日に来てくださいという通知が届きました。そこでも選任されることはないだろうと思っていましたが、結果的に補充裁判員に選任されました。一体補充裁判員は何をするんだろうかと思いました。その当時、東京地裁立川支部の裁判員裁判で、被害者の刺された状況の証拠を裁判員が見て倒れたという報道を知り少し不安でしたが、参加してみると、裁判官が本当によくしてくれてすごく貴重な時間が過ごせたと思います。ただ、裁判員の市民感覚を裁判に取り入れるというのは良いことだと思った反面、私自身感情的にうつろいやすい部分もあるのでよし悪しがあるかなとも思いました。

司会者

うつろいやすい部分があるということですが、もう少し説明していただけますか。

6 番

裁判員は、他の裁判員の意見、考え方に流されてしまう部分もあり、アマチュアが参加するのは危険性があるのではないかと、それよりも、他の意見や考え方に流されにくい人が裁判をすべきではないかという意味です。裁判員が裁判に参加することについて賛否半々くらいの気持ちです。

冒頭陳述について

司会者

冒頭陳述についてお聞きします。検察官と弁護人は証拠調べの最初に冒頭陳述を行います。これは証拠そのものではなく、これからの証拠調べによって証明し

ようとする事実をまとめた，検察官と弁護人のそれぞれの主張ということになります。この冒頭陳述は分かりやすかったですか。

2番

検察官の冒頭陳述は，よく理解でき分かりやすかったです。ただ，午前中に行った冒頭陳述で争点を把握しても，その日の午後から一番重要な証人の証拠調べになってしまい，もう少し整理する時間があれば，別の視点から質問できたかなと思いました。弁護人の冒頭陳述は長すぎ，もう少し端的にできないかと思いました。

3番

初めて冒頭陳述というものを聞きましたが，検察官については内容的によく分かりました。検察官も相当練習して裁判に臨まれたのではないかと思います。

4番

私も検察官の冒頭陳述はよく分かり，これで事件の概要がよく理解できました。弁護人の冒頭陳述はあまり印象に残っていません。

5番

検察官の冒頭陳述については冒頭陳述メモや説明方法が分かりやすく，私も仕事するとき，こういうプレゼンをしなければと思うほど素晴らしいものでした。弁護人の冒頭陳述は，伝えたい情報量が多すぎて私たち素人には分かりづらかったです。また，冒頭陳述メモも同じような文字ポイントで平面的に書かれていたので図を用いるなど工夫をする方が目に入りやすかったと思いました。

6番

結論から言うと，検察官の冒頭陳述が優れていたと思います。先程，5番の方から指摘があったとおり，検察官の冒頭陳述メモは図を使ったものであったり，重要な部分は色を変えたり，枠で囲んだりという工夫がされていました。弁護人の冒頭陳述メモはそのような工夫がされておらず，どこが重要なのが分かりにくかったです。

1 番

検察官の方が論点も明確で非常に分かりやすかったと思います。また、発言もハキハキとし、聞き取りやすかった印象があります。弁護人については、申し上げにくいですが、ダラダラとした印象がありました。また、私個人の印象かも知れませんが、発言も不明瞭で刑事裁判に不慣れな弁護人だったのかなと思いました。

弁護士

弁護人の冒頭陳述メモの工夫がなかった、中身の内容量が多かったということですが、皆さんの事件では具体的にどのような書類が配られたのでしょうか。

2 番

検察官の冒頭陳述メモは色付けをするなど工夫していたのを思い出せますが、弁護人の方はすぐには思い出せません。

検察官

今後も初めて裁判員裁判に参加される方に分かりやすい冒頭陳述を行いたいと思っています。そこで、強いて言えば、検察官の冒頭陳述のここをこうすればさらに良かった、分かりやすかったという批判的な御意見がありましたら率直にうかがわせていただこうと思いますので、よろしくお願いします。

1 番から 6 番まで全員

特にありません。

裁判官

皆様の御意見をおうかがいして、検察官の冒頭陳述の方が分かりやすかったというのは、2 番から 6 番の方が担当された事件では、場所や動きが問題になってくる事案だったのですが、簡単な略図を入れるなどの工夫が分かりやすいという印象になったのだと思います。また、弁護人の冒頭陳述につきましては、弁護人の冒頭陳述メモに詳細な記載があるけれども、更にメモに記載のない事項についての詳細な口頭説明があって、その口頭説明の中に重要な事項が入っていました。

た。そこが分かりにくい、印象に残りにくかったという原因の一つになっているのではないかと思いました。

証拠調べについて

司会者

次に証拠調べの分かりやすさについて御意見をおうかがいします。最初に法廷における被告人や証人に対する質問や答えがよく分かりましたかという質問です。法廷では被告人そのものから話を聞きますし、被告人から話を聞く前に、被害者、目撃者などの事件関係者から話を聞く証人尋問があります。これら、被告人質問や証人尋問の分かりやすさはどうだったでしょうか。

4番

被害者、被告人、鑑定をした医師の方について全て分かりやすかったです。特に、小さい子どもがモニター越しではありますが証言台に立ち、母親を守っていくという決意を持っていることはひしひしと伝わってきました。

司会者

子どもは年齢的に若かったので、ビデオリンク方式といって、裁判を行っている法廷と子どもの証言する別室をビデオケーブルでつなぎ、モニター画面を通じて尋問を行ったということでしょうか。

4番

はい、そうです。

司会者

それでは、引き続き5番の方、御意見をお願いします。

5番

被告人やそれぞれの証人につき、比較的道筋を立てて質問をして話をされていたので理解することに問題はなかったです。

6番

特に不明点なく理解できました。

1 番

被告人質問や証人尋問について分かりやすかったです。また、質問の意図もよく分かりました。

2 番

被告人質問や証人尋問は分かりやすかったです。被告人とその父親の証言が噛み合わなかったりして信用性の判断の部分は分かりにくかったです。

司会者

2 番の方が担当された事件では、被害者の妻を診断した医師、つまり専門家証人の尋問も行ったと思うのですが、難しくなかったですか。

2 番

専門家証人からは細かく刺傷の状況から推測できることについて説明がありましたので分かりやすかったです。

司会者

他の方、専門家証人についての御意見はありますか。

5 番

画像データを用いて説明していただいたり、すごく分かりやすかったです。

6 番

刺し傷で上に手を伸ばした写真を使って傷が上下することがあるとか詳しい説明があったので分かりやすかったです。

司会者

次に直に話を聞くという証拠調べではなくて、書面の朗読による証拠調べの分かりやすさについて御質問したいと思います。いずれの事件でも、関係者の話をまとめた供述調書が取り調べられています。その供述調書を検察官が朗読したはずですが。供述調書の朗読は分かりやすかったですでしょうか。

4 番

大変分かりやすかったです。供述した人と被告人との間柄や二面性ということ

もよく把握できました。

5 番

4 番の方と同じで分かりやすかったと思います。

6 番

供述調書の内容で被告人には普段と違う感情があるということが分かりました。

2 番

頭の中でどういう場面かということがイメージしやすく分かりやすかったです。

3 番

話の内容はおおよそ伝わってきて分かりやすかったです。

司会者

調書でまとめたものの朗読ではなく、できれば本人から直接話を聞きたかったという感じをお持ちですか。

4 番, 5 番, 6 番

調書で十分だったと思います。

2 番

調書について、できれば平素の被告人の行状を裏付ける家族以外の者の調書があればもっと事案の究明ができたかなと思います。

1 番

一つ一つの調書の内容までは覚えていませんが、分からなかったという印象はないので理解できたのだと思います。

弁護士

先程、ビデオリンク方式で証人尋問をされたという話がありましたが、目の前で行われる尋問とモニター画面越しに行われる尋問の違いについて、分かりづらかったというか、そういうことはありましたか。

2 番

証人が子どもであったのでビデオリンク方式の方が良かったです。目の前で子どもが証言しているのを見るのは心苦しいです。

司会者

ビデオリンク方式による尋問は分かりにくかったという御意見はありませんか。

1 番から 6 番まで全員

ありません。

検察官

証人尋問、被告人質問といった実際法廷に来てくれた人に話を聞くときには、話のスピードや間の取り方も考えながらやっています。検察官や弁護人の質問の仕方、スピード、間の取り方という点で御意見はありませんか。

5 番

検察官の質問は裁判員がリラックスして聞けるように間の取り方を工夫されているなと思いました。弁護人については、今思えばですけれども、性急なというか、急かすような場面が少しあったのかなと思います。

司会者

証人に証言を急かすような場面があったということですか。

5 番

弁護人自身がもう少し落ち着いて質問をした方が私たちも聞きやすいかなと思いました。

3 番

裁判官に質問をしたいのですが、私たちも一生懸命評議を行いました、くじ引きで当たって選ばれたような我々の意見をどこまで信頼してくれていたのでしょうか。

裁判官

いろいろな角度からの意見が聞けたなというのが正直な実感です。2番から6番の方が関与された事件では、一体どうしてこのような事件になったのか多くの可能性が考えられる事案だったので、例えば凶器の刺さり方一つを取っても、どういうふうにしてこういう刺さり方になったのだろう、どのような動きをしていたのだろうかというところで多くの意見を出していただけたのが、非常に良い議論に結びついたのではないかと思います。

1番の方の事件については、事実関係は争いはありませんでしたが、親族の確執というのが動機にどの程度の影響を与えたのかがポイントの一つになりました。どういう確執があったのか、仮にあったとすればどの程度犯行に影響を与えたのか、これらはいろいろな方の人生経験から出てくる論点だと思いますので、そういう意味でいろいろな方の意見が聞けて良かったと思います。

評議について

司会者

審理が終わった後に評議を行います。話しやすい雰囲気でしたか。

5番

はい、裁判官がリラックスする雰囲気づくりをしてくれたので発言、ディスカッションしやすかったです。

6番

私も5番の方と同じでいろいろな意見をお互いに言いやすかったです。

1番

私も同じでとても話しやすかったです。

2番

裁判官の人柄が出て非常に話しやすい雰囲気でした。

3番

評議の場で、裁判官が紙を折り作ったナイフを使いどのように刺したのかを説明してくれましたので分かりやすかったです。正しい見方をすることが裁判の本

質ではないかと裁判官に教えられました。

4 番

評議はすごく話しやすく議論も十分にできました。

司会者

先程、2 番の方から御指摘がありました。証人なり被告人の話が信用できるかどうか、その判断が難しかったかどうか、仮に難しかったのであればその原因は何なのかについて御意見をお聞きしたいと思います。証人や被告人の話の信用性の判断は難しかったですか。

6 番

信用性の判断は難しかったです。例えば、ナイフを持っていた手がどちらだったとか、どうやってついた傷なのかという話を聞くだけでは判断しづらく全員で議論をして結論を出しました。その際、いろんな視点から考えなければならなかったのが難しかったです。

1 番

信用性の判断は難しかったです。分からないところは評議の場で皆さんと議論をして落とし込み解決できたと思います。

2 番

私の担当した事件では、加害者と被害者が家族であったので、どの部分を取り上げてどこまで信用できるかという問題が難しかったです。

3 番

私の担当した事件では、殺意がどの程度あったかが問題になり、いろいろ疑問に感じた部分もありましたが、結審のときには全員の議論を踏まえてその疑問が解消されたと思います。

4 番

ちょっと難しかったところがありました。私は、被告人の普段の態度や人間性を知らないの、いきなり被告人質問という形で話を聞いても、判断は難しいか

なと思いました。

5 番

信用性の判断は難しかったです。被告人や証人の話も警察の取り調べの際の話と法廷での話が食い違っていたり，それぞれの人の記憶が曖昧であったり，家族が証人として来たので身内の心情としての発言もあったと思うので，真実の見極めがすごく難しかったです。

司会者

5 番の方が御指摘された事柄の中に人の証言の信用性を判断するポイントがいくつも出てきたと思います。まず，最初言っていたことと最終的に法廷で言ったことが食い違っているという証言の変遷，次に話をしている人と被告人との関係によって話が歪む可能性があるという人間関係をどう見るか，さらに，時間が経つにしたがい記憶が薄れる記憶の減退をどう見るかということをお指摘されました。それらが分かれば十分信用性の判断ができるように思います。そして，こういった点を踏まえて市民の常識に照らして判断しましょうというのが裁判員裁判だと思います。非常に貴重な御指摘ありがとうございます。

次に評議をするに当たり法律用語を正確に理解することが前提になりますが，正確に理解できたでしょうか。

1 番

私の担当した事件では，現住建造物，非現住建造物という用語が出てきて文字を見るだけでは理解が難しかったですけれども，裁判官から図を使って説明があったのでよく理解できました。

2 番

私の担当した事件では殺意という用語が出てきましたけれども裁判官からの説明で理解できました。

4 番

殺意という用語は難しかったけれども私なりに理解したつもりです。

5 番

殺意について、一般的に私達が考えているものとは少し違うということを裁判官から教えてもらい理解することができました。

司会者

裁判員と裁判官との間で共同作業ができたと思われませんか。

2 番

評議の際、裁判官が紙を折ってナイフを作り推測される犯行の様子を実演してくれました。裁判官と裁判員が共に考えた判決になったのではないかと思います。

司会者

裁判官が裁判員の意見を誘導しているというところはなかったですか。

2 番

それはなかったですが、最後に刑の重さを決めるときに、過去の判例に基づく量刑グラフを見せられました。それを見た際、この事件ではこのくらいの量刑で落ち着くのかなと想像してしまう部分がありました。

3 番

裁判官と裁判員の共同作業ができたと思いますが、審理が終わってから判決までに検討する時間が1週間くらい欲しかったです。

4 番

裁判官からの誘導はありませんでした。裁判官からは機会あるごとに各個人の御意見をおっしゃってくださいと言われていたので発言もできました。

5 番

積極的に発言しない裁判員にも裁判官がこの点についてはどうお考えですかと一人一人に意見を聞き、みんなが何らかの意見を必ず言える雰囲気を作っていたので共同作業が上手くいったと思います。裁判官からの誘導については特に感じませんでした。

6 番

裁判官と共同作業ができたと思っています。裁判官は裁判員の非常に小さな意見でも拾ってくれ、誘導されているようなことはありませんでした。

1 番

裁判官が一人一人の裁判員の意見を聞き、分からないところに関しては、全員が分かるまでじっくり時間をかけ、図を描いたりしながら説明してくれました。また、感情に流された意見が出た場合も裁判官はしっかり聞き、感情的ではなくこの事実を見ていきましょうと助言、修正を行ったこともあり、十分な話し合いができたと思います。

弁護士

先程、3 番の方からもう少し評議の時間が欲しかったという御意見がありましたが、評議の時間が足りなくて結論を急かされたという感覚を持った方はいませんか。

2 番

確かに評議の時間が短かったような気がします。担当した事件では殺意が問題になったのでもう少し検討したいと思いました。また、あらかじめ配布されたスケジュール表で判決予定日が決まっていたので、そこまでに結論を出さなければいけないんだなという気持ちがありました。

5 番

2 番の方と同じように判決予定日までに結論を出さなければいけないという焦りが少しあったかも知れません。もう少し話をする時間があれば良かったのかも知れません。

4 番

犯行についての部分は何度も時間を取っていただいたと思うんですけども、殺意の認定についてはもう少し検討する時間があっても良いのではと思いました。

論告・弁論について

司会者

弁護人が最後に行う弁論について何か御意見はありますか。

6 番

弁護人が話す順番が弁論メモの記載順序に沿っていなかったのが分かりにくかったです。

2 番

私は弁論の際、弁論メモに疑問点などを書き込んでいたのですが、もう少し余白部分があれば書き込みやすいのになと思いました。

司会者

弁護人が作成した弁論メモを活用されていたということですか。

2 番

はい、法廷で疑問点をしっかり書き込み、その後の評議で活用しました。

司会者

他の方は弁論メモを活用しましたか。

4 番

評議の際、弁論メモは参考にさせていただきました。弁論メモが使いにくかったということはありません。弁護人も一生懸命だなということを感じました。

5 番

弁論メモは評議の際、自分の記憶が曖昧なところがあるのでフィードバックの材料として使わせていただきました。ただ、弁護人の冒頭陳述メモと同じで情報量がものすごく多い上、弁論自体も時間的に長く、正直集中力を保つのが難しい状態だったと思います。

司会者

証拠調べが終わった後、検察官が述べた意見、論告部分はいかがだったでしょうか。また、論告メモについてどうだったでしょうか。

1 番

検察官の論告は非常に分かりやすかった印象があります。時間的にも集中できる範囲で、私達にも分かりやすい言葉を用いていたように思います。論告メモも重要な部分が色付けされていたり、一目で分かりやすい工夫がされていました。

2 番

論告自体が分かりやすく、論告メモも評議の資料として使えました。

3 番

論告は分かりやすかったです。

4 番

私も同じで検察官の説明の仕方、間の取り方が上手く非常に良かったです。論告メモも分かりやすく、疑問に感じた点はアンダーラインを引くなどして活用しました。

5 番

4 番の方と同じで論告は分かりやすかったです。

6 番

検察官の論告については良い意味で印象に残ってないです。なぜかと言うと、弁護人の方がひどかったなという印象が残りすぎて論告に関してはあまり印象に残りませんでした。

量刑グラフについて

司会者

先程、2 番の方から評議の際、量刑グラフを見せられたという話が出ましたが、この部分について裁判官から説明してもらえますか。

裁判官

評議の際、過去の事件について、おおまかにこのような判決が出ているというものを集約したものをお示しする資料があります。この資料を示す趣旨は、前にこういう事件があったのでこうしなければならないというのではなくて、同じ

ような事件の類型で大体どのような大枠で量刑がされているのかというイメージをつかんでいただき、今回はその類型の中で重い方に属するのか、軽い方に属するのかという辺りを議論していただくためにお示ししました。この趣旨は御理解いただけたでしょうか。

1 番

裁判官から量刑グラフや資料の意味について、かなり詳しく説明がありました。私が担当した事件は、1つの事件で2件の放火があったということで難しさがありました。裁判官から資料を示しながらどのように考えていくのか説明がされたこともあり分かりやすかったです。

2 番

過去の判例を集積した資料があり見通しが立てやすく分かりやすかったと思います。

3 番

特に意見はありません。

4 番

私自身、量刑の知識がないものですから参考になりました。

5 番

量刑に関する知識がないものですから、裁判官から資料を示され説明があり、量刑をどのように考えていくのか理解できました。

6 番

私も量刑に関する資料を示されて理解できました。

裁判官

資料を示す意味として、全く同じ事件はこの世にはないけれども、それでもある程度同じような事件というのはあります。同じような事件についてかけ離れた量刑がされるというのは公平の観点から問題があるだろう、なおかつそこを踏まえた上で大まかな枠としてどのような量刑がされているかということを理解して

いただくうえで資料を示しています。これらの点については御理解いただけただけで
しょうか。

1 番から 6 番まで全員

(うなづく。)

守秘義務について

司会者

最後に守秘義務に関する質問になります。まず守秘義務について理解できた
かということ、もう一つは裁判員裁判に参加してみて守秘義務についてどのよう
に考えるかということですが、いかがでしょうか。

4 番

裁判官から評議の内容について守秘義務がありますとの趣旨の説明があったと
思います。裁判員裁判に参加した裁判員に守秘義務があるのは当然のことだと思
います。

5 番

評議の内容に関する守秘義務は分かりましたが、その他に裁判の中で様々な個
人情報が出てきました。もう少し明確に守秘義務の範囲が分かれば良かったと思
います。また、裁判官から守秘義務について口頭で説明がありましたが、できれ
ば書面でチェックできる方式だともう少し分かりやすかったと感じました。裁判
が終わった後に守秘義務についてこれだけは最低守ってくださいという説明が再
度あると更に良かったです。裁判員に守秘義務があるのは当然だと思います。

6 番

私も 5 番の方と同意見です。

1 番

守秘義務について理解でき、裁判の期間中意識しました。また職場の人は私が
裁判員に選任されたことを知っているのでも、世間話として事件のことを聞いてき
ますが、「それは言えません。」と断っていました。裁判員の守秘義務について

は当然のことだと思えます。

2 番

私も裁判員に守秘義務があるのは当然のことだと思えます。裁判中、家庭でも裁判のことについて話すこともなく部屋で一人考えていました。

3 番

私も守秘義務があることは当然だと思えます。

裁判官

守秘義務の説明が分かりにくい部分があったかもしれません。法廷でのやり取りの中で様々な人のプライバシーに関わる部分も出てくるので、その部分について御配慮いただきたいという趣旨のことを申し上げましたが、法廷でのやり取りのどこまでは話せて、どこから話してはいけないかという辺りが分かりにくかったということだと思えます。そこは説明の仕方を工夫したいと思えます。

補充裁判員について

司会者

補充裁判員については評決に参加できませんが、補充裁判員であった5番と6番の方は不満が残りませんでしたか。

5 番

不満かと言われれば不満はあります。ここまで一生懸命考えたのに一票投じられないというのは不満でしたが、少し気持ちが楽かなという部分もありました。ただ、一票を投じられないのは残念だなという気持ちが大きかったです。

6 番

5番の方と同じ考えで不満な部分と気持ちが楽な部分の半々です。ここまで意見を出したのに最終的には反映されないんだなという気持ちと、重い一票を入れなくて良かったとほっとする部分もありました。

徳島新聞（代表質問）

裁判員を経験して良かった点、苦労した点を具体的に教えてもらえますか。

1 番

裁判員の経験は希望してもできないので、最初は迷う気持ちがありましたが結果的には選任されてうれしかったです。大変だったことは、私の一票がその人の量刑を決めることに影響するというのがすごく責任を感じました。それと、私ではないんですが、別の裁判員の方がかなり精神的に疲れ、カウンセリングを受けようかなと言っていました。裁判所からカウンセリングを紹介していただけると説明されていたので、結果的にその方がカウンセリングを利用されたかどうかは分かりませんが、精神的に負担がかかることもあるんだなと感じました。

2 番

私の担当事件は家庭内でのトラブルを原因とするもので、家族内の心のすれ違いや少しの行動の違いとかがあり、私も自分の家庭内での言動や行動に気をつけなければいけないなと自分の勉強になり、非常に良い経験をさせてもらいました。

3 番

経験して特に良かったということもないですが、人のために何か役立ったのかな、皆と一緒に被害者や加害者のことを考えたことが社会的に貢献できたのかなという程度のことしか言えません。

4 番

私がこれまで生きてきた中で、これだけの長い時間を緊張するということはありませんでした。その緊張感を味わえたこと、また、裁判員制度がなぜ実施されているかということに疑問を持っていたのですが、今回経験させていただいて、なるほどなと思うところもありました。

5 番

経験して良かったことは、まず裁判所に来たことがなかったので裁判所に来て、裁判の法廷に入れたということが貴重な経験になりました。また、1 番の方と同意見で、裁判員は希望してなれるものではないので、補充裁判員をやらせていただきとても人生の勉強になりました。苦労した点は、一つ一つの細かなとこ

ろをいろんな面から追求して判断していくという作業の繰り返しが大変でした。さらに、裁判が終わって判決が出ても、自分の中ではもやもやしたことがあって少し引きずったところもありました。どうしても守秘義務があるので家族にどこまで話してよいのかについてもちょっと苦労しました。

6 番

良かったと思うことは、誰しもができる経験ではないので、それを経験できたのは自分にとってプラスだなと思いますし、裁判の内側を垣間見ることができました。ただ、ちょっとデメリットな部分を挙げると、裁判員裁判に参加できる職業、仕事も限られることを理解していただければなと思います。私は参加できたんですけれども、やっぱり難しい人もいます。あとは1番の方が言われたようにメンタル面で負担を感じる人もいるとは思いますが。

徳島新聞（代表質問）

皆さんが裁判員に選任されてから判決までの期間の長さについてどのように思っていますか。

2 番

金曜日に選任されて土・日を挟んで月曜日からの審理であったので、かなりハードなスケジュールだったように思います。法的に知識もない人間がこの短い期間で判決まで関与するのですから裁判官に迷惑をかけた部分もあるのではと思います。

3 番

私は定年退職して仕事もない立場で自由に参加できる状態だったため、期間の長い、短いあまり意識しませんでした。

4 番

金曜日に裁判員に選任され、土・日休みで翌月曜日から1週間裁判が始まり長いなという感じを持ちました。

5 番

選任から審理に入るまで土・日の2日間しかなかったことが早いなと感じました。審理に入ってから判決までの期間ですが、事件によると思いますけど、評議の時間をもう少し調節できるようになれば良いなと思いました。

6番

裁判の期間が1週間だったので、少し短いという感覚です。

1番

私の担当事件は審理の期間が4日間でした。当日の午前中、裁判所に出かけ、そこで選任され、その後残ってくださいということでした。職場には、裁判員に選任されれば午後からも休みますということで選任された時点で休暇申請の電話を入れました。そして午後から裁判が始まり4日間で終結し、あっという間、あれよあれよという感じで進んでいきましたが、もっと長くなっても同じかなという気はしました。長くなったから十分考えられたかという点、そうでもなかった感じがして、この4日間、本当にきつかったんですけども凝縮して考えることができたかなと思いました。ただ、朝、裁判所に行って、そのままお昼から裁判に入り、続けて4日間でしたので、仕事の面ではぎりぎりかなと思いました。

徳島新聞（代表質問）

裁判員裁判を通じて、裁判を取材するマスコミの姿勢についてどのように感じましたか。

3番

今回、私が担当する事件についてマスコミの取材姿勢が取り立てて問題となることはありませんでした。報道された新聞を見ると私達が体験したとおりの内容が記事になっていたもので、なるほどなと思いました。また、私が裁判員に選任されたことを友人が知って、そんなのに当たったのか、裁判員として裁判所に行くのか、九州の裁判員の事件のように脅されるなよなどと言われました。

4番

判決が出た翌日に新聞に掲載されているのを見ました。ただ小さな記事でし

た。この記事を見て一般の人はどう感じたかな、裁判員制度をどういうふうに思ったのかなと考えました。

5 番

私達がこんなに考えたのに小さな新聞記事だったので、もう少し何日間かけて審理したというような文言があれば良いと思いました。

6 番

個人的にはマスコミを意識しませんでした。

1 番

判決後、新聞に裁判のことが掲載されて、周囲の人からこの裁判だったのですねと言われました。ただ個人的には新聞の裁判に関する記事の見方が変わりました。本当に短い記事ではあったのですが、その中にいろんな人がかかわり、すごく時間をかけて審理した結果が凝縮して詰まっているなという印象を持ちました。

2 番

担当した事件の判決の新聞記事は小さかったですけれども、裁判員裁判のことを報道していただき、参加するのは国民みんなの義務だということが周知されれば無関心な人も少しずつ減ってくるのではないかと思います。

徳島新聞（代表質問）

経験者の目から見て現状の裁判員制度をどのように見えていますか。

4 番

私も経験して、これも一つのやり方ではないかと思います。裁判を通して、その事件の中でいろんなことが感じられる。これから裁判員になれる方にもいろいろなことを感じて欲しいと思います。そして、感じたところから次に何が見えてくるか、その見えてきたもので自分に何ができるかということを考えてもらえればと思いました。

5 番

裁判員になって良かったという思いが強いですが、まだほとんどの人が他人事
と思っていると感じます。私の周りの人に話を聞くと、裁判員に対するネガティ
ブなイメージの人が多く感じてます。私が担当した事件でチームを組んだ裁判
員の人は、皆さん良い経験になったとおっしゃっていたので、その思いを社会全
体で共有できるようにしていければと思います。また、実際、裁判員になった人
は年代が高い層が多いのかなと感じました。これからは、いろんな世代の人が参
加しやすいシステムの構築をしていって欲しいと思います。

6番

裁判員裁判に参加して非常に良かったと感じます。ただ、裁判員裁判は参加す
る人によって良くもあり悪くもあるとも感じています。私みたいに良い人生経験
になったと思う人もいれば、アフターケアでメンタルヘルスの制度があり、こ
ういう制度を利用する可能性があると分かりつつこの裁判員裁判がある、このよ
うな裁判員裁判を続けていくのは個人的にはどうかとも思いました。

1番

実際に経験して、裁判はこう進行するんだ、量刑はこのようにして決まってい
くんだということが理解できたと思います。また、裁判員制度を採用して、実際
どういうふうになったのかというアウトカムなところを知りたいです。今後もこ
の制度を続けていくと思いますが中間報告のようなものを採用してこういうふう
になったということを一度何かの形でお示ししていただければと思います。

2番

裁判員裁判を経験して自分の人生の大きなプラスになりました。マスコミの方
も広く報道していただければ健全な裁判員制度が発展していくのではないかと
思います。

3番

私が担当したのは大きな事件ではありませんでしたが、もし何人も亡くなった
ような悲惨な事件であれば今回の意見交換会での感想も違ったのかなと思いま

す。

大型事件の裁判員裁判の報道を見ると、あのような事件を裁判員として担当するのは大変だなと思ったりしています。

司会者

裁判員の方から裁判員の精神的負担について御意見がありましたので、裁判官の方から裁判所が精神的負担についてどのようなケアを考えているかについて説明させていただきます。

裁判官

精神的な負担についていくつか御指摘をいただきました。せっかくお忙しい中、裁判員裁判に参加していただいて、それによって裁判員の方の健康が害されるというのはあってはならないことだと思います。そういうことを避けるために、まず、審理の中で、例えば刺激の強い証拠について出し方を考える、本当にその証拠が必要なのかということをよくよく吟味して、できるだけ精神的負担のない形での出し方とする。次に、審理中については、裁判員の精神的負担になっていないかということについて常に裁判所側が気を配らなければと意識をしております。裁判員の精神的負担に配慮した審理の在り方は今後も検討していきますし、万が一、精神的にしんどくなってしまったという場合にはメンタルヘルスサポート窓口を用意しています。もし、そこまでいかなくても事件のことを誰かに話したい、一人で抱えるのは辛いなということがありましたら、裁判所に御連絡いただければお話をお聞かせいただくこともできるかと思います。

読売新聞

4番の方に質問したいのですが、先程、裁判員制度がなぜあるのかという疑問があったけれどもなるほどなと思うこともあったとおっしゃいました。どういう点で裁判員制度の意義を見出されましたか。

4番

私が普段接しているテレビや新聞の報道の中にはいろんな事件があります。こ

れまでは、こんな事件があるんだという気持ちで見えていましたが、裁判員裁判に参加することによって、一つの事件にいろんな人がかかわっている。お父さん、お母さん、子どもなど、いろんな人が大変につらい目をしている。陰で泣く人がいっぱいいるんだなということを感じました。また、この人は、ああいうことを考えたのではないか、近所に迷惑をかけたのではないかというふうに関心があることが考えられる。そういうことを私一人ではなく、裁判員を経験した人がいろんなことを感じて、それぞれの人が感じたものをその後の生活に活かして欲しいなというのが正直な思いです。

徳島新聞

3番の方から御指摘があった福岡県で裁判員に第三者が接触を図るというケースがあって事件になりましたが、こういった事件を受けて全国の裁判所では裁判員を守る対策を考えています。皆さんが経験された裁判員の期間中に裁判員を守る対策で十分であった点や改善点で思いついたところがあれば挙げてもらえますか。

1番

もしできるのであれば、現在の裁判所の敷地は正面玄関側だけの出入口なので、他の人が分からないような出入口があればと思います。

司会者

以上で意見交換会を終了したいと思います。本日は、大変お忙しい中、裁判所にお越しいただきありがとうございました。貴重な御意見を多々いただきました。皆様方の御意見を踏まえて今後の裁判員裁判の運営の改善に役立てていきたいと考えています。

以 上